

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和5年4月1日  
株式会社システムアーク

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社開発センター
拠点の所在地	東京都台東区台東2丁目18番8号 写光ビル9F

※令和5年3月末現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ①
1	1	50,901円	31,135円	38.8%

※ マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

### 2. 教育訓練に関する事項

システム設計、データベース研修（1回/年）

リーダーシップ研修（1回/年）

情報セキュリティーに関する集合研修の実施（1回/年）

### 3. 福利厚生に関する事項

年次有給休暇・定期健康診断